

平成24年度 第1回神林地区地域審議会 会議次第

日 時：平成24年5月31日(木)

午後1時30分～

場 所：神林支所3階第4・5会議室

1 開 会

2 あいさつ

3 委嘱状交付

4 正副会長選出

5 報 告

- | | | |
|----------------------------|-----|-----|
| (1) 合併市町村基本計画掲載事業の進捗状況について | 2 | ページ |
| (2) 「市民協働のまちづくり」取り組み状況について | 3～7 | ページ |

6 議 事

- | | | |
|-----------------------------------|-------|-----|
| ・今年度の地域審議会の進め方について | 8 | ページ |
| ① 地域審議会設置に関する協議書 | 9～11 | ページ |
| ② 神林地区地域審議会答申・意見書 | 12～19 | ページ |
| ③ 定住の里づくりアクションプラン
(地域審議会用一部抜粋) | 20～28 | ページ |

7 その他

8 閉 会

平成24年度 神林地区地域審議会委員

(敬称略)

	選出区分	選出団体	職名	氏名	任期	備考
1	自治組織	神林地域事務嘱託員連絡協議会	会長	大嶋 芳美	H24.5.1～H26.4.30	
2	自治組織	神林地域事務嘱託員連絡協議会	副会長	佐藤 巧	H24.5.1～H26.4.30	
3	自治組織	砂山地域まちづくり協議会	会長	伊與部 眞士	H24.5.1～H26.4.30	
4	自治組織	西神納地域まちづくり協議会	会長	竹内 友二	H24.5.1～H26.4.30	
5	産業団体	かみはやし農業協同組合	常勤理事	鈴木 誠兒	H24.5.1～H26.4.30	
6	産業団体	神林商工会	会長	須貝 慎一郎	H24.5.1～H26.4.30	
7	教育分野	神林地区公民館	館長	坂上 孝雄	H24.5.1～H26.4.30	
8	教育分野	神納東小学校PTA	副会長	斎藤 辰弥	H24.5.1～H26.4.30	
9	教育分野	神林地区青少年育成会議	部長	遠山 千賀子	H24.5.1～H26.4.30	
10	教育分野	総合型地域スポーツクラブNPO法人 希楽々	クラブマネージャー	渡辺 優子	H24.5.1～H26.4.30	
11	福祉分野	民生委員協議会	会長	横山 一巳	H24.5.1～H26.4.30	
12	福祉分野	食生活改善推進委員協議会神林分会	副会長	大矢 友子	H24.5.1～H26.4.30	

合併市町村基本計画登載事業実施状況（平成23年度末現在）

単位：千円

No.	事業名	計画額	H20 実績事業費	H21 実績事業費	H22 実績事業費	H23 実績事業費	H24 計画事業費	事業執行 状況
1	消防署荒川分署（仮称）建設事業	174,050	162,801	0	0	0	0	完了
2	移動図書館車整備事業	20,000	9,185	0	9,867	0	0	完了
3	生涯学習センター・図書館ネットワーク整備事業	700,000	0	59,944	5,839	41,571	457,839	実施中
4	地区生涯学習拠点施設整備事業（山北）	206,000	0	0	0	0	0	未着手
5-1	地域情報基盤整備事業（神林）	712,000	0	3,917	872,987	0	0	完了
5-2	地域情報基盤整備事業（山北）	366,320	361,563	0	0	0	0	完了
6	荒川地区統合保育園整備事業	655,000	0	0	2,363	0	211,117	実施中
7	神林東保育園（仮称）建設事業	461,889	0	0	0	0	0	完了
8	神林西保育園（仮称）建設事業	468,494	417,104	14,413	0	0	0	完了
9	地域防災基盤整備事業（荒川）	61,000	25,905	9,721	9,253	9,879	3,700	実施中
10	防災行政無線整備事業	816,842	262,184	3,253	486,329	0	0	完了
11	高速道路アクセス道路整備事業	740,000	107,300	437,939	158,251	231,193	93,500	実施中
12	埋蔵文化財センター建設事業	697,600	0	0	0	0	0	未着手
13	山北総合支所庁舎建設事業	635,000	0	0	345	33,325	321,717	実施中
14-1	小中学校施設整備事業（村上）	2,013,074	121,098	701,970	1,124,445	0	0	完了
14-2	小中学校施設整備事業（荒川）	550,100	356,307	0	176,059	0	0	一部完了
14-3	小中学校施設整備事業（神林）	300,000	0	0	0	0	0	未着手
14-4	小中学校施設整備事業（朝日）	255,000	0	0	9,450	189,596	0	完了
15-1	上水道整備事業（村上）	1,825,220	274,000	259,144	133,894	191,900	200,088	実施中
15-2	上水道整備事業（荒川）	1,930,000	124,707	114,574	183,615	373,715	581,444	実施中
16-1	簡易水道施設整備事業（村上）	577,455	275,397	301,011	169,966	222,108	0	完了
16-2	簡易水道施設整備事業（神林）	50,000	0	2,604	0	0	0	実施中
16-3	簡易水道施設整備事業（朝日）	309,000	0	2,709	0	0	138,054	実施中
17-1	公共下水道整備事業（村上）	8,955,611	1,256,268	1,453,936	972,355	905,709	1,140,250	実施中
17-2	公共下水道整備事業（荒川）	4,375,173	680,701	626,531	781,986	955,744	779,148	実施中
18	農業集落排水整備事業（村上）	3,639,030	1,205,672	1,140,670	230,042	13,700	132,502	実施中
22	環境基本計画策定事業	20,000	0	11,163	7,488	0	0	完了
23	魅力ある集落づくり事業	24,000	1,669	977	1,084	641	0	完了
24	百姓やってみ隊推進事業	40,000	2,947	2,936	2,795	2,840	2,862	実施中
25	地域産材利用住宅等建築奨励事業	40,000	6,634	6,457	9,138	5,732	16,000	実施中

【新潟県への要望事業】

No.	事業名	計画額	H20 実績事業費	H21 実績事業費	H22 実績事業費	H23 実績事業費	H24 計画事業費	事業執行 状況
19	岩船東部線（仮称）林道開設事業	0	0	0	0	0	0	未着手
20	県営かんがい排水事業（三面川左岸地区）	260,000	2,533	13,669	9,523	24,520	27,000	実施中
21	道路整備事業（松山～瀬波上町）	0	0	0	0	0	0	未着手

神林地区のまちづくり

平成24年4・5月の動き

区長会の資料でも示しましたように、神林地区の各協議会では、実施事業につきましては「地域の全体事業」と「集落事業への支援」ということで、実施していきます。

地域の事業では、昨年の公民館の事業を踏襲したような形になっていますが、来年あたりから徐々に、地域の特色を活かした事業が実施されていくものと考えられます。

始まったばかりですので、各地区とも「こういうことをしていこう、どうすればいい？」というようなことを、まずは話し合ったりしていくことに主眼を置いています。

“地域づくりは、根気強く”とされています。多くの方々のお助けをいただきながら、「やって良かった。」とっていただくために、事務局一同がんばりますので、よろしくお願い申し上げます。

(自治振興室：山田)

平林地域：平林地域全体事業としては、「地域交流業」と、組織の基盤整備・人材育成を目的とした「まちづくり研修会」を計画しています。

第1回目の運営委員会を4月17日に開催し、地域交流事業としては、地域の文化資源である平林城跡と食とを関連させたイベントを行うことで決まりました。事業検討班を設け、5月8日、事業の企画について具体的な話し合いを持ちました。5月29日に予定している第2回目の運営委員会で、更に明確にしていく予定です。

研修会については、テーマを絞り、運営委員を対象とした視察研修を夏に、また、秋には主に女性や、一般住民を対象にした研修を行うこととして、今年度2回程度の実施を予定しています。

いずれも詳細が決まり次第、各集落にご協力をお願いし、周知の仕方に工夫をするなどして、たくさんの住民の方に関心を持ってもらえるような取り組みを計画しています。

地域全体事業のほか、集落事業に対しても支援をします。各集落では、伝統的な事業や、交流事業を行っています。それらに対し、更に内容の充実を図ってもらうため、初年度は枠を決め支援することとしました。

まずは、運営委員の皆さんが自分達で「平林地域」のことを考え、話し合う。それを自分の周りの人たちに伝え、巻き込んでいく。そのようなプラスのサイクルが広がっていけば良いなと考えています。

砂山地域： 砂山地域全体事業を「お幕場でのウォークラリー」と「花いっぱい事業」の2つにしています。

4月24日に第1回目の役員会を開催し、上記事業の実施に向け、それぞれ部会を設けました。

部会の構成は役員15名のうち会長、副会長を除く13人を半分に分け、ここに集落から、ウォークラリー担当1名、花担当1名(塩谷は3名ずつ)をプラスして、各部会15人くらいで企画運営することとなりました。

ウォークラリーの部会では、本番を10月14日(日)として、5月15日に役員だけ集まっておおまかなことを決めました。①クイズとゲームのウォークラリーと、②ウォークラリーに参加しない方のため用のテント村での催しと、③昼食をみんなで作ってということにしました。今度7月10日各集落の担当の人にも出てもらい詳細の打合せを行うこととしています。

花の部会は、6月26日集落の方々も含め第1回目の会議を開催します。今年は、計画期間(和気あいあいと話し合える雰囲気づくり)として、活動します。どのような意見が出るのか楽しみです。

各集落の事業につきましては、田植えが終わったばかりで、これから具体的に取り組みます。赤松区におきましては、5月17日に区長、副区長、会計さんで敬老会の会議の後概略を話し合っておりました。出来て間もない自治会です。どうしたらいいか悩んでおられました。まずは子供の名前と顔が一致しない点を改めてはというようなことでした。そうすれば、「○○ちゃん元気ね。」と声をかけられます。このようなことから徐々にというようなことでした。みなさんが和気あいあいとなれるレクリエーションをやってから、バーベキューというようなことをみなさんと話し合うということでした。

神納地域： 神納地域では、集落事業と地域全体事業、それに先進地視察、研修会を計画しています。まずは、各集落の交流を図ることから始めようと、集落事業をメインに計画をしました。

集落事業については、集落によって既存の事業の充実や、以前行っていた事業の復活や、新規の事業とさまざま計画されています。

4月12日に、第1回目の運営委員会を開催し、地域全体事業については参加者も大勢あるとのことで、これまで実施していた秋の運動会を、10月8日の体育の日に実施することに決め、今後種目の内容などを検討していくことになりました。

また、先進地視察、研修会については、目的、趣旨を決めてそれに合った活動を行っているところに視察、あるいは代表者を招いての研修会を、神納地域全体の方を対象に募集して、実施することにしています。時期などは、今後検討していく予定です。

まったく新しい事業で、何もわからない状態からのスタートだったので、少しずつ地域の方への周知を図りながら進んでいけばと考えています。

神納東地域： 神納東地域では、地域全体での取り組みと各集落活動支援を計画しています。地域全体では、花いっぱいプロジェクトと神納東運動会を実施します。花いっぱいプロジェクトは、神納東小学校と協力して、学校前の歩道に面した法面にシバザクラを植えようと検討しています。

神納東運動会は、アンケート結果を十分に検討し、より多くの人に参加でき、地域の交流事業となるように検討していきます。今年は、10月8日に実施することで決定していますが、詳細は今後みんなで検討していきます。

集落活動支援は、各集落一律3万円となっています。集落での課題解決、住民交流等を実施していきます。まちづくり協議会が、将来の集落像について考えていききっかけになっていくことが期待されます。

また、まちづくりとはどういうものなのか、という疑問、不安の声も聞かれます。協議会では、定期的に研修会等を実施する予定です。現在、6月末頃に講師を招いて、勉強会を実施することで検討中です。

話し合いをしていく中で、様々な意見や希望が出てきました。意外と地元集落以外の活動や状況については知らない事が多いようです。神納東地域でまちづくりを進めていく上で、集落代表や様々な人が集い、話し合いをしていければと考えています。

西神納地域： 西神納地域では、地域全体の事業として「体育祭」と「新規事業」の2つを計画しており、20名の運営委員の方を10名ずつの委員会に分け、会長、副会長以外の委員の方から委員長と副委員長を選出し、それぞれ検討することになっています。

4月19日にそれぞれの第1回の委員会を開催し、委員長、副委員長の選出の後、準備会で実施したアンケート調査の結果を基に方向性について検討しました。

体育祭については、例年どおり「ミニ体育祭」を10月7日、日曜日に神林総合体育館を会場に開催する予定としており、種目について9月に委員会を開催し、検討することとしています。

新規事業については、5月23日に第2回の委員会を開催し、方向性について話し合う予定です。

集落事業については、均等割と人口割で算出した上限額を交付し、各集落が主体となって事業を行っていただくこととしています。

「市民協働のまちづくり」

皆様方のご協力によりまして、神林地区で5つの「地域まちづくり協議会」が設立し、今年度から活動が始まります。

まだ立ち上がったばかりです。当分は、みんなで話し合うことに主眼をおいて、1つは集落事業の活性化、もう1つは地域ごとの全体事業の2とおりで実施して、地域の交流、ふれあいを深めていくこととしています。皆様方のご協力とご参加をお願いいたします。

✿神林地区各地域の基本方針、将来像

平林地域 : 自然と文化、ひとがかがやく平林

- ・豊かな自然環境を維持し文化を育む郷
- ・一人ひとりの良さをいかした安心で活力ある郷
- ・笑顔いっぱい、支えあう元気な郷

砂山地域 : みんなで話し合い、みんなで取り組み、ふれあう集落・地域を目指して

神納地域 : 恵まれた地域の自然を活かし、地域内の交流をいっそう深めるとともに、みんなで協力し支え合いながら、安心して暮らせるまちづくりを目指す

神納東地域 : 心やさしく安全に暮らせる神納東

- ・生活の安定と利便性を維持し、いつまでも家族一緒に暮らせる集落・地域
- ・豊かな自然環境を守り、人と自然がふれあうことができる集落・地域
- ・みんなで話し合い、子どもからお年寄りまで安心して暮らせる集落・地域

西神納地域 : つながりのある西神納

話しあい、支えあい、安心して暮らし続けられる地域を目指す

✿神林地区各地域の平成24年度事業計画

地域名	集落名	取組項目（事業名）、実施時期
平 林	松沢	地域資源探求と開発事業（6～10月）
	小岩内	小岩内伝統芸能（8月）
	川部	川部盆踊り、伝統芸能継承（8月）
	湯ノ沢	集落運動会（9月）
	葛籠山	ふれあいラジオ体操、集落防災訓練と収穫感謝祭（7月、10月）
	平林	平林集落史跡巡り（未定）
	宿田	観桜会（4月）、宿田そば祭り（2月）
	平林地域	未定（8～11月）
	〃	環境整備事業（通年）
砂 山	牛屋	区民ふれあい大会（9月）
	福田	福田区民交流会（4～12月）

地域名	集落名	取組項目・事業名（実施時期）	
砂山	北新保	たなばた（8月6日）	
	長松	しゃべくりの場づくり事業（11月）	
	赤松	赤松地区親睦会（7月中旬）	
	塩谷	塩谷元気づくり事業（お幕場散歩 4～10月、盆踊り 8月14日、区民作品展 10月）	
	砂山地域	お幕場の松林で行うイベント（10月）	
	〃	砂山地域花いっぱい事業（7～3月）	
神納	山田、岩野沢	カラオケ納涼祭（8月19日）	
	飯岡	環境整備及び花見（4月下旬～5月上旬）	
	桃川	桃川盆踊り大会（8月）	
	河内	クリスマス会（12月上旬）	
	南大平	南大平ダム湖鯉のぼり実行委員会（4月29日～5月中旬）	
	指合	集落統一賽の神（1月中旬）	
	殿岡	灯籠流し（8月中）	
	小出	小出の伝統行事（8月31日）	
	有明	納涼盆踊り大会（8月中旬）	
	神納地域	地域イベントの実施（10月頃）	
	神納東	里本庄	炭焼き小屋の補修と炭焼き技術の継承（未定）
		山屋	集落盆踊り（8月13日）
		上助漕	集落公園の整備、管理。除草器によるグラウンド整備（6、10月）
下助漕		伝統芸能（剣舞、獅子舞）（8月31日）	
志田平		収穫感謝祭（11月）	
七湊		収穫感謝祭（10月28日）	
神納東地域		花いっぱいプロジェクト（未定）	
〃		運動会（未定）	
西神納		南田中	憩いの公園整備（7月頃）、コミュニティ準備会の開催（未定）
	牧目	七夕まつり（8月6日）、神楽前夜祭（8月30日）	
	九日市	神楽（8月）、収穫感謝祭（10月）	
	松喜和	お幕場ウォーキング（9月）、納涼祭（8月）、環境整備（4,8,10月）、芋煮会（10月）	
	今宿	さなぶり（5月）、花いっぱい運動（6月）、神楽（9月）、収穫感謝祭（10月）、賽の神（1月）	
	大塚	花いっぱい運動（4月頃）	
	潟端	集落センター整備（6月頃）、公園植栽整備（7月頃）	
	高御堂	花いっぱい運動（6月頃）、空き缶拾い（4,8月）	
	小口川	集落交流会（8月下旬）、健康料理教室（2月下旬）	
	新飯田	花いっぱい運動（6月17日）、集落交流会（7月28日）	
	岩船駅前	自主防災組織の充実（6月頃）	
	西神納地域	体育祭の検討・実施（10月）	
	〃	地域交流事業（未定）	

今年度の地域審議会の進め方について

1 地域審議会の所掌事項について

「地域審議会の設置に関する協議書」におきまして、「地域審議会は市長の諮問に答申すること」また、「地域の施策等について市長に意見を述べることができる」とされています（協議書第3条）。

2 何について意見をまとめるかについて

(1) 神林地区地域審議会答申・意見書

平成20年度 市総合計画策定に向けた本地区のまちづくりの基本的方向性について（答申）

平成21年度 市民協働のまちづくりを神林地区で取り組むことについての意見書

平成22年度 神林地区地域まちづくり協議会設置に向けての意見

平成23年度 定住の里づくりアクションプランの取り組むべき施策の方向性について（答申）

(2) 地域施策についての意見をまとめることについて

今年度は、市長からの諮問はされない予定でありますので、神林地区地域審議会では地域の施策につきまして意見をまとめたいと考えております。

3 開催予定等

開催回数及び月日	審議内容等	備考
第1回 5月31日	<ul style="list-style-type: none">・ 合併市町村基本計画搭載事業進捗状況について・ 「市民協働のまちづくり」取り組み状況について・ 平成24年度地域審議会の進め方について	
第2回 9月上旬	(地域審議会の協議により審議内容を決定)	開催を1ヶ月前に通知
第3回 11月上旬	(同上)	(同上)
第4回 2月上旬	(同上)	(同上)

○村上市、岩船郡荒川町、同郡神林村、同郡朝日村及び同郡山北町の廃置分合に伴う地域審議会の設置に関する協議書

平成 19 年 8 月 21 日

決定

平成 20 年 4 月 1 日から村上市、岩船郡荒川町、同郡神林村、同郡朝日村及び同郡山北町を廃し、その区域をもって村上市を設置することに伴い、合併前の村上市、岩船郡荒川町、同郡神林村、同郡朝日村及び同郡山北町の区域ごとに、それぞれ地域審議会を設置することについて、市町村の合併の特例等に関する法律(平成 16 年法律第 59 号)第 22 条第 2 項の規定により、下記のとおり定めるものとする。

記

(設置)

第 1 条 行政区域の拡大により、合併関係市町村の地域事情や合併協定事務及び合併市町村基本計画等の進行管理と実行性の確保を図り、新市における均衡ある発展と公平な行政サービスを担保するため、合併前の村上市、岩船郡荒川町、同郡神林村、同郡朝日村及び同郡山北町の区域ごとに地域審議会を設置する。

(設置期間)

第 2 条 地域審議会は、合併の日から設置し、合併に伴う市町村基本計画の計画期間が終了した年度の末日をもって失効する。

(所掌事項)

第 3 条 地域審議会は、次の各号に掲げる事項について、市長の諮問に応じて審議し、答申するものとする。

- (1) 合併市町村基本計画の変更に関する事項
- (2) 合併市町村基本計画の執行状況に関する事項
- (3) 地域振興のための基金の活用に関する事項
- (4) 予算編成の際の事業等の要望に関する事項
- (5) 基本構想、各種計画の策定及び変更に関する事項
- (6) その他市長が必要と認める事項

2 地域審議会は、必要に応じて地域の施策等について、市長に対し意見を述べることができる。

(組織)

第 4 条 地域審議会の委員定数は、15 人以内とする。

2 委員は、当該区域に住所を有する者又は当該区域内に存する事務所等に勤務する者で、次に掲げるもののうちから、市長が委嘱する。

- (1) 自治組織に属する者
- (2) 各種産業団体に属する者
- (3) 教育・文化・福祉・衛生・医療・環境保護に係る分野に属する者
- (4) 前各号に掲げるもののほか、識見を有する者

3 地域審議会に、委員の互選により会長及び副会長を置く。

4 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員により新たに委員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員の再選は妨げないものとする。

3 市長は、委員がその要件を欠くに至った場合は、委員の委嘱を解くものとする。
(会議等)

第6条 地域審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会議の際の議長となる。

2 会議は、年1回以上開催するものとする。また、委員の4分の1以上の者から会議の招集の請求があったときは、会長は、これを市長に通知し、会議を招集しなければならない。

3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 会長は、審議上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。

6 会議は原則として公開で行うものとする。ただし、議長が必要と認める場合は、会議に諮った上で、公開しないことができる。

(庶務)

第7条 地域審議会の庶務は、新市の本庁及び支所の地域振興担当部署において処理する。

(補則)

第8条 地域審議会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮り、これを定める。

附 則

1 地域審議会の設置に関する協議は合併の日から施行する。

2 第4条に定める委員の初回の委嘱については、第2条の設置期間の規定にかかわらず市長選挙が行われた日から30日以内に行うものとし、任期は、平成22年3月31日までとする。

平成19年8月21日

村上市長 佐藤度
荒川町長 寺社四男
神林村長 加藤全一
朝日村長 鈴木源左衛門
山北町長 大滝平正